

## 「2013年度ミャンマー連邦共和国法制度調査報告」の紹介

国際協力部教官  
國井弘樹

当部では、昨年度、2013年1月時点におけるミャンマーの物権法制、会社法制、労働法制、外国投資法制など、主に民商事基本法分野の法制を明らかにすべく、森・濱田松本法律事務所に対して、法制度の調査を委託し、当部ホームページでその調査結果を報告しました。ただ、ミャンマーでは、その後も、法制度整備が進められていることから、最新かつ正確な法情報を把握するため、昨年度の調査内容をアップデートすべく、昨年度に引き続き、森・濱田松本法律事務所の本調査を委託しました。

本調査報告は、昨年度の報告時点から運用上の変更点などがあつた会社法制及び外国投資法制について改訂しているほか、新たに外国送金法制についても解説を加えています。この外国送金法制の分野は、ミャンマーへの投資を検討している民間企業等の関心が特に高い分野であり、ここ数年の間にも、急速な整備が進むと思われます。また、ミャンマーでは、現在、1914年の制定からほとんど改正されていない会社法について、その全面改正を検討中であることから、現行会社法の問題点等を改めて把握し、我が国のミャンマーに対する法制度整備支援活動に繋げるため、そうした事項も本調査の委託事項に加えています。

なお、周知のように、現在、ミャンマーでは、矢継ぎ早に、多数の法改正や新規立法が行われており、同国の法制度を理解するためには、最新情報をフォローしていく必要があります。読者におかれては、本報告が2014年1月末現在の法制度を前提として作成されていることに留意されつつ、ご活用ください。